

宇治市監査委員公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和 8 年 9 月 24 日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史

- 1 監査の結果を公表した日
令和 8 年 9 月 1 6 日（宇治市監査委員公表第 1 5 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 人権環境部 環境企画課

監査期間 令和8年5月1日～令和8年6月29日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について 完了届の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	業務終了後の提出書類の不備の修正に時間を要し完了届の提出に遅れが生じたため、令和8年度については、予め事業者と提出書類について協議を行いました。今後、適正な事務に努めます。